

妙高市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和5年10月31日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 高田保則

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 公益財団法人 妙高文化振興事業団、生涯学習課、福祉介護課  
・指定管理：妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター  
妙高市図書館・新井ふれあい会館・新井市民の広場
- 3 監査の範囲 令和4年度  
公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 令和5年7月3日 ～ 令和5年10月31日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程  
（1）書類審査 令和5年7月25日～令和5年9月7日  
（2）事情聴取 令和5年9月28日
- 8 監査の結果  
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に実施されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

【妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター・妙高市図書館】

- ① 指定管理者として指定する期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。
- ② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
  - ・ホール等の利用及びその制限等に関する業務
  - ・ホール等の利用料金の徴収等に関する業務
  - ・ホール等の管理運営に関する業務
  - ・ホール等及び附属設備の維持管理に関する業務
- ③ 施設の概要は次のとおりである。

名 称	妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター・妙高市図書館
所 在 地	妙高市上町9番2号
建物概要	鉄筋コンクリート造（一部鉄筋造り）3階建て 敷地面積：43,870㎡ 建築面積：3,489㎡ 延床面積：6,947㎡ 【内訳】 妙高市文化ホール 4,220.8㎡ 新井総合コミュニティセンター2,726.2㎡（妙高市図書館含む）
施設概要	妙高市文化ホール 大ホール（固定席1,012席、身障者席6席）、ホワイエ、 練習室（A, B, C）、楽屋（A, B, C）ほか 新井総合コミュニティセンター 大会議室（定員200名）、和室（A, B, C）、研修室（A, B）、大広間 ほか
設備概要	妙高市文化ホール 舞台設備 間口16.5m、高さ7.0m、奥行13.5m オーケストラピット、音響反射板、映写スクリーン ほか 照明設備 ボーダーライト2列、サスペンションライト2列、 フットライト ほか 音響設備 拡声装置、ステージスピーカー、三点吊りマイク装置、 ワイヤレスマイク送受信装置、レコードプレーヤー ほか 新井総合コミュニティセンター 放送設備、ビデオプロジェクター ほか 妙高市図書館 一般図書室及び児童図書室に図書資料 ほか

【新井ふれあい会館・新井市民の広場】

- ① 指定管理者として指定する期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。
- ② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
  - ・会館等の利用及びその制限等に関する業務
  - ・会館等の利用料金の徴収等に関する業務

- ・会館等の管理運営に関する業務
- ・会館等及び附属設備の維持管理に関する業務

③ 施設の概要は次のとおりである。

名 称	新井ふれあい会館	新井市民の広場
所 在 地	妙高市上町9番1号	妙高市上町1604番地
建物概要	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建て 2,312.91㎡	—
施設概要	1階：ふれあいホール、ふれあい工房(A, B, C) ほか 2階：会議室(A, B, C)、集会室(A, B)ほか	広場面積 6,502㎡